はじめに

北九州市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして「北九州市屋外広告物条例」を定めています。この条例は、街の良好な景観の形成や風致の維持、そして公衆に対する危害を防止することを目的として制定されたものです。

このため、市内に屋外広告物を表示する場合は、必ず条例を守るようにしましょう。

また、老朽化した屋外広告物の落下等による事故が問題となっています。自己の管理する屋外広告物は、定期的な点検を行う等して、安全管理に万全を期するようにしてください。

この「屋外広告物の手びき」は、市民の方々にこの条例の趣旨をよく理解していただくため、広告物の正しい掲出方法や、表示場所等についてまとめたものです。

屋外広告物を正しく掲出して、美しく安全な街づくりをしましょう。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板、貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告板、広告幕（網）、広告塔、アドバルーン、アーチ、電光ニュース、ネオン、電柱等を利用する広告物等をいいます。

営利的な内容の商業広告だけでなく、非営利なものであっても「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であれば、屋外広告物となります。

屋外広告物を掲出してはいけない場所（禁止地域）

（１）第１種低層住居専用地域、風致地区

（２）文化財保護法で定められた地域

旧松本家住宅、夜宮の大珪化木、平尾台、千仏鍾乳洞、門司港駅本屋

（３）森林法で定められた地域

菅生の滝周辺地域

（４）関門自動車道、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、北九州都市高速道路の全区間

（５）関門自動車道、九州縦貫自動車道、東九州自動車道から展望することができる同道路の両側端から 500 メートルの区域内

（６）北九州都市高速道路から展望することができる同道路の両側端から 50 メートルの区域内

（７）八幡西区のＪＲ山陽新幹線から展望することができる同鉄道の両側端から 500 メートルの区域内

（８）都市公園の区域内

（９）ＪＲ駅前広場

門司港駅前、門司駅前（南・北口）、小倉駅前（南・北口（小倉城口・新幹線口））、西小倉駅前、若松駅前、八幡駅前、黒崎駅前、折尾駅前、戸畑駅前（南・北口）の各広場

(10) 官公署、学校、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所

(11) 若戸大橋橋台付近、若松側、戸畑側

屋外広告物を掲出してはいけない物件（禁止物件）

次のものには広告物を貼りつけたり、むすびつけたり、打ちつけたりしてはいけません。

（例）

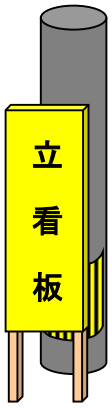

電　柱

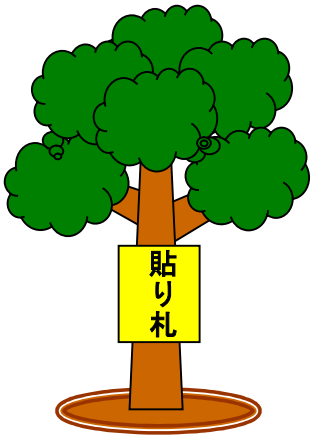

街路樹

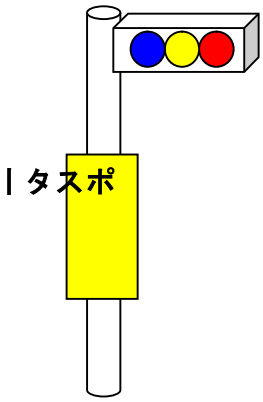

信号機

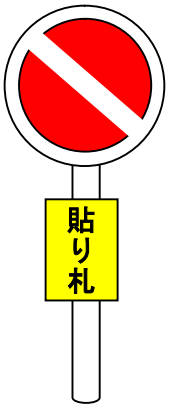

道路標識

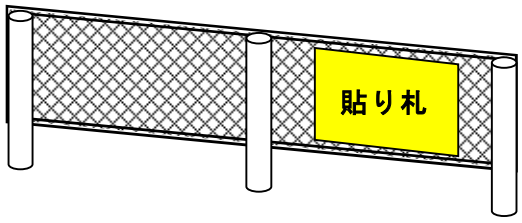

歩道さく

その他の禁止物件

橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、石垣擁壁、警報機、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンク、銅像、神仏像、記念碑、慰霊碑、景観重要建造物、景観重要樹木等。

※ただし、電柱には、貼り紙、貼り札、立看板のみを禁止しており、巻付広告や突出広告は、道路占用及び屋外広告物の許可を受けて表示できます。

一部の規制の適用が除外される広告物

次の広告物は、一部の規制の適用が除外されます。ただし、いずれの広告物も規格に関する適用は除外されません。

禁止地域・禁止物件に表示でき許可も不要なもの

1　公益上やむを得ないもので緊急に公衆に表示する必要があるもの

2　他の法令により表示されているもの

3　公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等

※ただし、公職選挙法が適用されます

4　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

市全域で表示でき許可も不要なもの

（※禁止地域でも表示でき、許可も不要）

1　自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所等に表示するもの（自家用広告物）で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積（2個以上あるときはその合計面積）が５㎡以下のもの

（例）

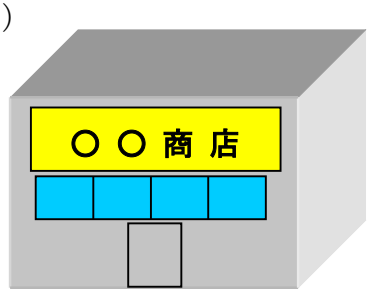

5㎡以下

○広告物の表示面積が５㎡以下、かつ、自己の名称等の占める割合が、表示面積の 1/5 以上であるもの。

（例）

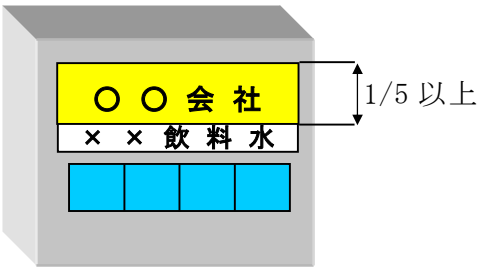

2　自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもので、次の基準に適合するもの

○広告物の面積が 0.3 ㎡以下のもの（2個以上あるときはその合計面積）

（例）

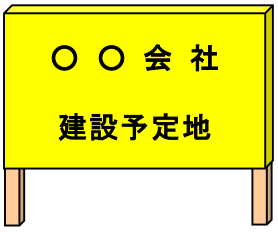

0.3 ㎡以下

3　冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示するもの

4　講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示するもの

禁止物件に表示できるもの

（ ※ 許 可 申 請 は 必 要 ）

1　石垣・擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンクにその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を表示するもの（自家用広告物）で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積（2個以上あるときはその合計面積）が５㎡以下のもの

（例）

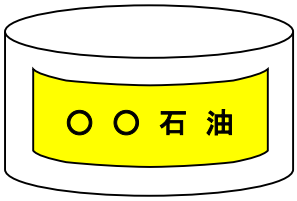

５㎡以下

2　所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの

禁止地域に表示できるもの

（ ※ 許 可 申 請 は 必 要 ）

1　自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を、自己の住所又は事務所、営業所等に表示するもの（自家用広告物）で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積（2個以上あるときはその合計面積）が 10 ㎡以下のもの

（例）

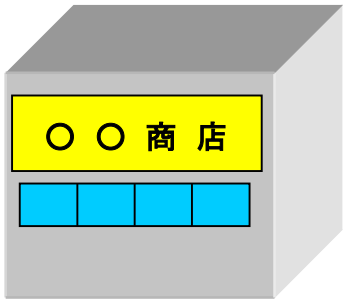

10 ㎡以下

2　道標、案内図板等公共的目的をもって表示するもの

許可申請手続

【許可申請の対象】

本市では市域全体が許可対象地域となっており、本市内で掲出される屋外広告物は、一部を除き（P.4 参照）許可申請が必要です。又、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合や許可期間後も継続して表示する場合も許可申請が必要です。

なお、屋外広告物の設置を委託する際は、委託先の業者が本市において屋外広告業の登録を受けていることをご確認下さい。

【許可申請等の手続】

１　新たに広告物を表示する場合

（１）屋外広告物許可申請書

許可申請書２部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

（２）添付図書（各２部提出）

- 広告物設置場所及びその付近の見取図
- 広告物の形状、寸法、意匠及び色彩、材料、構造等に関する仕様書及び図面
- 他の法令の規定による許可又は認可の写し（道路占用許可など）
- 広告物が照明を伴うときはその大要に関する資料
- はり紙又ははり札については、これらの見本
- その他必要書類（管理者届等）

（３）提出期限

工事に着工する前までに許可を受けるように申請してください。標準処理期間は７日間となっています。

ただし、事前協議の対象となる景観重点整備地区（１０地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び関門景観形成地域内に広告物を表示する場合は、許可を受けようとする日の 30 日前までに提出してください。（P.17 参照）

２　既に許可を受けている広告物を変更・改造・移転する場合

（１）屋外広告物変更許可申請書

変更許可申請書２部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

（２）添付図書（各２部提出）

・　広告物設置場所及びその付近の見取図

・　広告物の形状、寸法、意匠及び色彩、材料、構造等に関する仕様書及び図面

・　他の法令の規定による許可又は認可の写し（道路占用許可など）

・　その他必要書類（管理者届等）

（３）提出期限

変更工事に着工する 10 日前までに許可を受けるように申請してください。標準処理期間は７日間となっています。

ただし、事前協議の対象となる景観重点整備地区（１０地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び関門景観形成地域内に広告物を表示する場合は、許可を受けようとする日の 30 日前までに提出してください。

３　許可期間後も継続して広告物を表示する場合

（１）屋外広告物継続許可申請書

継続許可申請書２部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

（２）添付図書（各２部提出）

・　広告物の現況のカラー写真（点検実施後に撮影したものに限る）

・　安全点検報告書（点検日は申請前３月以内にしたものに限る）

（作成者は、本市の屋外広告業登録業者、屋外広告物講習会修了者、屋外広告士、建築士、電気工事士等資格のある者とします。
ただし、貼り紙、貼り札、立看板その他簡易な広告物の場合は省略することができます。）

（３）提出期限

期間満了の日の 10 日前までとします。

４　手数料の納付について

北九州市が交付する納付書でお支払いください。証紙による支払いではありません。（P. 14 参照）

建築基準法上の工作物について

屋外広告物許可申請に際して、他の法令による許認可が必要なものについては、それを証する書面（許可書等）の写しを添付する必要があります。

地上高４ｍを超える建築基準法上の工作物について、本市では、「建築確認申請合議（事前確認）」の仕組みを設け、建築審査機関への建築確認申請の前に、都市整備局道路部管理課において本市屋外広告物条例に基づく掲出の可否について確認を行っています。

詳細な手順は下図のとおりです。①都市整備局道路部管理課に建築確認申請書類（正副２部）を提出し、②確認済印の押印を受けた後、③建築審査機関（本市都市戦略局建築審査課又は民間建築審査機関）に建築確認申請を行います。④建築確認済証の交付を受けた後、⑤広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ屋外広告物許可申請（建築確認済証（写）を添付する）を行います。

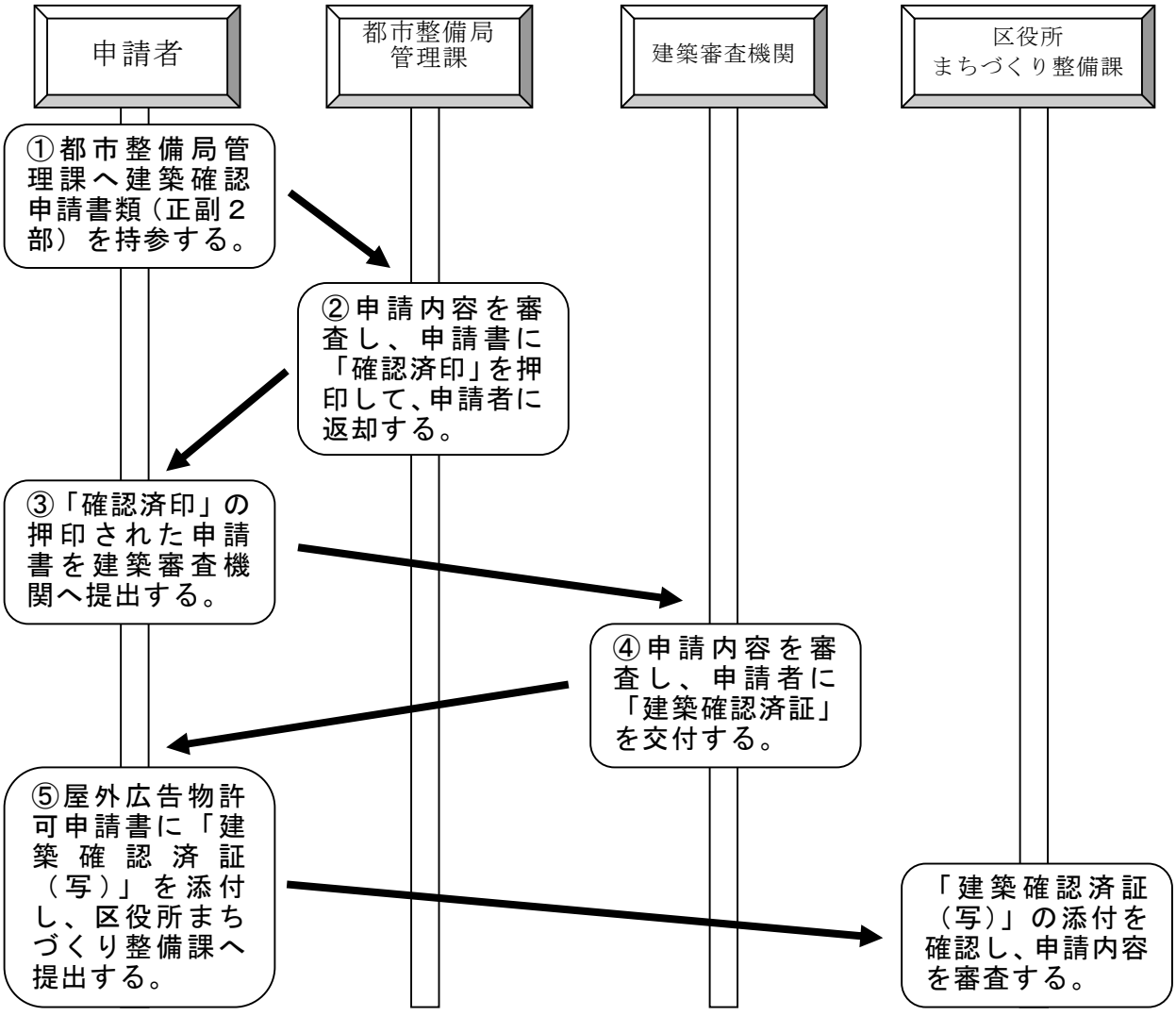

屋外広告物の規格

次の広告物は、その規格によらなければなりません。

1　貼り紙及び貼り札等

表示面積は、１㎡以内

2　広告旗

縦 1.8m以下、横 0.6m以下（竿部分を除く。）

3　立看板

縦 1.8m以下、横 0.9m以下、脚の長さ 0.3m以下

4　電柱等を利用する広告物

（１）直接塗布して表示するもの

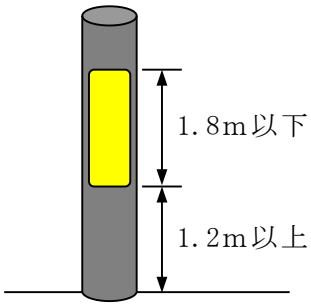

（２）突出して表示するもの

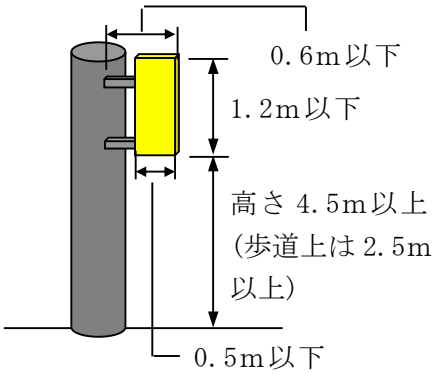

（３）巻付けて表示するもの

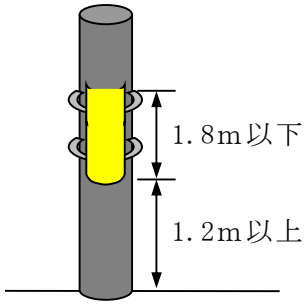

5　広告板

（１）建築物の壁面に設置するもの

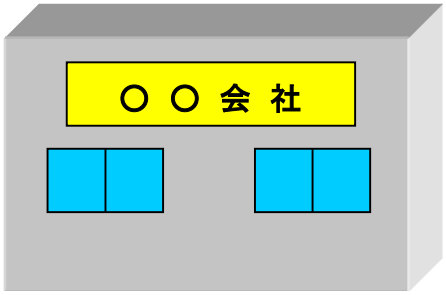

取付壁面の面積の 1/3 以下、 かつ、表示面積 50 ㎡以下。ただし、取付壁面の面積が 1,000 ㎡以上の場合は、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域内に限り、取付壁面の面積の１/20 以下

（２）地上に設置するもの

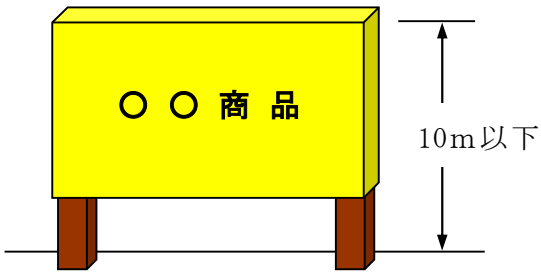

表示面積 50 ㎡以下

（３）建築物より突出し、道路境界線を超えて設置するもの

（※道路占用の許可が別途必要です。）

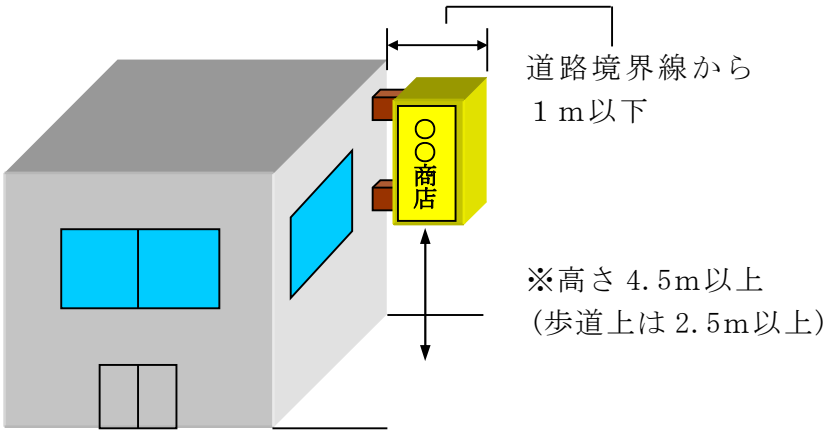

※道路境界線を超えずに敷地内に設置されている場合は、上記の高さ 4.5m以上（歩道上は 2.5m以上）の規定は適用されません。

＜広告板と広告幕の定義＞

●広告板とは、

広告表示面が板状で、１面又は２面（板の両面）に表示されたものをいいます。（例：壁面広告板、地上に設置する広告板（野立て広告板）など。）

また、建築物の壁面や日よけ等に文字やデザインが直接塗布されたものも広告板として取扱います。

●広告幕とは、

布、ビニールなどに広告表示し、建築物の壁面、地上のポールに取付けたものをいいます。

なお、枠を固定したり、パネル状にするなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたりしたものは、広告板として取り扱います。

ただし、許可期間が１ヶ月である広告幕の本来的主旨から鑑みて、催事などの目的で臨時的又は短期的に使用するものについては、広告幕として取扱います。

（例）

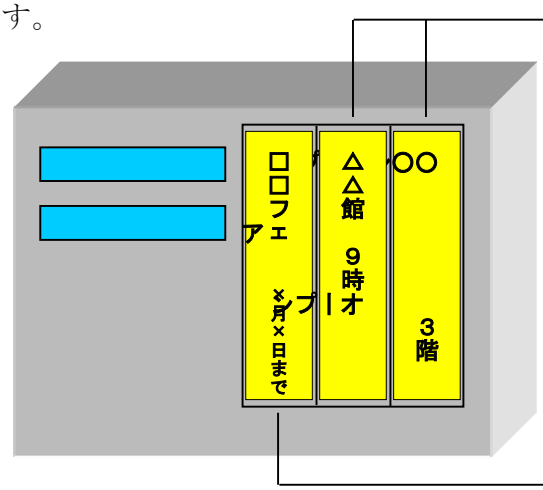

両方とも、店舗名の表示で、常設設置されるものなので、広告板としての取り扱い。

広告幕として取り扱い可能。
ただし、１ヶ月ごとの許可申請が必要。

6　広告塔

（１）建築物の屋上に設置するもの　　（２）地上に設置するもの

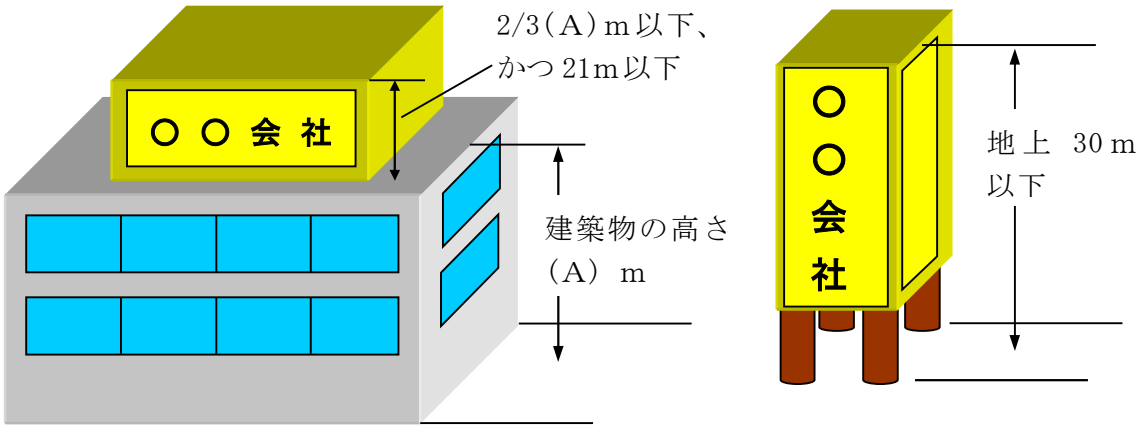

（３）三角塔　（４）四角塔　（５）円型塔　（６）多角塔　（７）柱を用いた広告（ポールサイン）

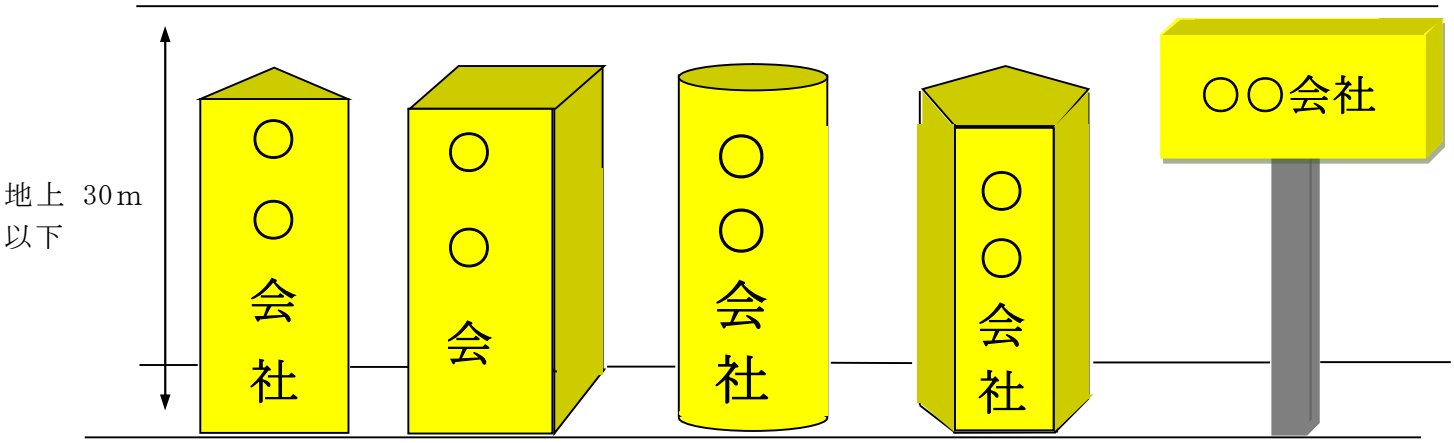

＜広告塔について＞

●広告塔とは、多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの。球形、多面体、柱を用いた広告（ポールサイン）などを含む。

※次に掲げるものについては、良好な状態を保持するために管理する者を設置し、屋外広告物管理者届を提出しなければなりません。

①　広告板又は広告塔で、高さが４ｍ又は表示面積が 10 ㎡を超えるもの

②　広告物又は広告物を掲出する物件の下を人、車両等が通行することができる構造となっているもの

7　電車又は乗合自動車の車体に表示する広告物

（１）電車の車体に表示するもの

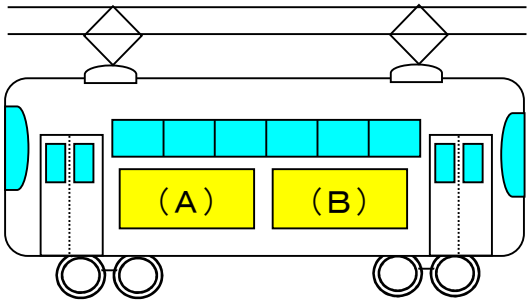

大きさ：（A）+（B）＝４㎡以下
個　数：２個以下

	広告物の大きさ	個　数
規　格	１側面の合計が４㎡以下	１側面につき ２個以下
禁止地域でも表示でき許可の不要なもの	縦 0.75m以下 横 3.60m以下	１側面につき ２個以下

（２）乗合自動車（路線バス）の車体に表示するもの

ア　広告板を用いて表示するもの

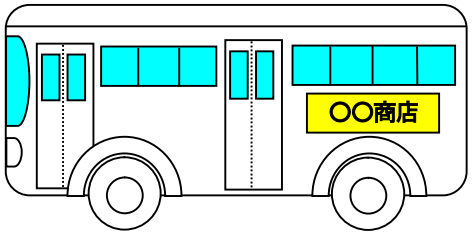

側面

大きさ：５㎡以下
個　数：１個以下

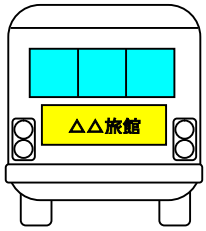

後面

大きさ：0.５㎡以下
個　数：１個以下

	広告物の大きさ		個　数
	側　面	後　面	
規　格	５㎡以下	0.５㎡以下	１面につき １個
禁止地域でも表示でき許可の不要なもの	縦 0.6m以下 横 1.2m以下	縦 0.45m以下 横 0.6m以下	

イ　広告板以外のもの（ラッピングバスなど）

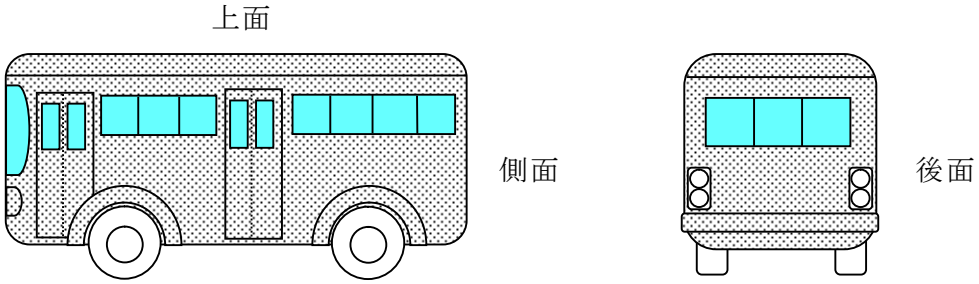

	広告物の位置、表示面積	個　数
規　格	①　位置は、運転席の窓及びドアのガラス部分を除く車体の上面、側面、後面 ②　表示面積は、車体底部を除く全表面積の 3/10 以下 ③　窓に表示する場合の当該窓部分の表示面積は、ガラス部分の全表面面積の 1/10 以下	１車体につき１件（広告主）

許可申請手数料

許可申請をするときは、次の表の手数料が必要です。

広告物の種類		単　位	手数料	許可期間
貼り紙		１枚につき	５円	１月以内
貼り札		１枚につき	10 円	
広告幕（網）		１枚につき	400 円	
立看板		１個につき	200 円	
アドバルーン		１個につき	1,000 円	
広告旗（のぼり旗）		１本につき	200 円	３月以内
電柱等を利用する広告物		１個につき	200 円	１年以内
広告板、広告塔その他の広告物	500 ㎡未満	５㎡までごとに	800 円（照明を伴うものは２倍）	
	500 ㎡以上	１個につき	80,000 円（照明を伴うものは２倍）	

～許可申請手数料の算出について～

５㎡に満たない端数は、５㎡として計算します。

（例）31.5 ㎡（照明なし）の場合

31.5 ㎡ → 35 ㎡　　35 ㎡÷5 ㎡＝7

⇓

∴800 円×7＝5,600 円（照明を伴う場合は２倍）

～許可申請手数料の減免について～

公共的団体等が公共的目的をもって屋外広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、許可申請手数料は減免されます。

ただし、減免申請書を提出していただく必要があります。

屋外広告業の登録制度

本市の区域内において、屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置を業とされている方及び設置することを請け負っている方は、条例に基づき、市長への業の登録をしなければなりません。この場合、営業所の所在地の本市内外を問わず登録の対象となります。なお、福岡県等、他の自治体に登録をしている場合でも、本市での登録が必要です。また、業務主任者（屋外広告士、屋外広告物に関する講習会の修了者等）を営業所毎に置かねばなりません。

ただし、広告物を作成するだけの業務や新聞広告、オリコミ広告の関係の方は登録の必要はありません。

【屋外広告業の登録の手続】

（１）窓　口

屋外広告業の登録に関するすべての手続の窓口は、都市整備局道路部管理課占用係です。

（２）登録の有効期間

登録日から５年間です。有効期間中に登録事項に変更が生じた場合や、廃業した場合、本市内における屋外広告業を廃止した場合等は、当該事項発生から 30 日以内に届出が必要です。

なお、期間満了後も引続き営業する場合は、登録の更新手続が必要です。

（３）登録手数料

新規登録申請・登録更新申請ともに、登録手数料は１万円です。申請受領後に交付する納付書でお支払いください。証紙による支払いではありません。なお、登録事項の変更の届出等には、手数料は発生しません。

～新規登録申請～

（１）申請に必要な書類

屋外広告業登録申請書の他、次の書類を添付してご提出ください。

- 誓約書（代表者によるもの１部）
- 略歴書（監査役を除く取締役全員分を提出）
- 登記事項証明書（個人での登録の場合は住民票の写し）
- 業務主任者となる者の資格証の写し（紛失された場合は、再発行の手続きを行って下さい）

（２）処理期間

申請提出から屋外広告業登録通知書が発行されるまでの日数は、窓口に申請を持参される場合は１週間程度、郵送にて申請される場合は２週間程度を要します。

～登録の更新申請～

（１）申請に必要な書類

申請書類は、新規登録申請に必要な書類と同じです。

（２）提出期限

現在の登録の有効期限の 30 日前までにご提出ください。

～登録事項変更届～

登録事項に変更が生じた場合は、屋外広告業登録事項変更届出書により、変更が生じてから 30 日以内に届け出てください。届け出る際には、変更内容に応じて次の書類を添付してください。

①商号、名称又は氏名及び住所

履歴事項全部証明書(※)

②代表者、役員（監査役を除く取締役）の新任及び交代

誓約書、履歴事項全部証明書(※)、新任者の略歴書

③代表者、役員（取締役以上）の退任

履歴事項全部証明書(※)

④業務主任者

新しく業務主任者となる者の資格証の写し

⑤北九州市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地

履歴事項全部証明書、新営業所で業務主任者となる者の資格証の写し

※個人での登録の場合は、住民票の写し

◎屋外広告業登録申請書、誓約書、略歴書及び屋外広告業登録事項変更届出書は様式が定まっています。窓口又は本市ホームページからのダウンロードにて入手してご利用下さい。